

やはばの

ふくく心

No. 137
●発行●
令和2年6月1日

温かいお気持ちありがとうございます



今般発生している新型コロナウイルス感染症予防対策のため町民の皆様「手作りマスク」の寄付をよびかけたところ、1,700枚（5月20日現在）を超える温かい心のこもった手作りマスクをお寄せいただきました。お届けいただいた皆様心より御礼申し上げます。いただいたマスクは、矢巾町と連携して、主に医療的ケア児、町内の障がい者福祉施設、高齢者施設等、必要な皆様にお配りしています。



共同生活援助事業所
フォレストハウス矢巾のみなさん



障害者支援施設
新生園のみなさん

マスクをつけてパチリ♡

住み慣れた町で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

令和2年度矢巾町社会福祉協議会事業計画について

矢巾町社会福祉協議会は、町民の皆様の賛助会費や赤い羽根共同募金助成金などを財源として地域福祉活動を推進しています。子どもからお年寄りまでだれもが暮らしやすい福祉のまちづくりを目指して、地域のニーズの把握、ボランティア活動への支援、行政機関や福祉団体との連携強化に努めます。

特に住民同士のネットワークづくりを強化するため、従来の高齢者等のサロン活動やマップづくりの更なる拡充に向けた支援を行ってまいります。

令和2年度、新たな取組みとしてボランティアによる移動支援送迎サービス事業（おでかけ送迎サービス）を実施し、高齢や障がい等で車いすを使用している方の通院等に対する移動支援を行います。併せて、ボランティアを養成し、自分たちの住む地域への理解・関心を深めながら、支えあいの体制づくりの構築を図ります。

また、従来開催している「ここかむ食堂」と併せて、子育て世帯を主な対象として大人から子どもまで誰もが気軽に集えるコミュニティ食堂を町内3か所で開催し、温かいご飯を食べながら共に関わりあえる地域の居場所づくりを推進します。

矢巾町社会福祉協議会は、だれ一人取り残さない共生社会の実現を目指して、地域住民の皆様と共に「支えあいの地域づくり」に取り組んでいきます。

高齢者・障がい者福祉事業の推進

- ① 一人暮らし高齢者の支援や集いの開催
- ② 高齢者の社会参加、健康づくりの推進
- ③ 老人クラブ活動への援助
- ④ 生きがい対応型デイサービス事業の運営
- ⑤ 地域のサロン活動の推進
- ⑥ いわておげんきみまもりシステム事業の推進
- ⑦ 移動支援送迎サービス事業（おでかけ送迎サービス）
- ⑧ 居宅介護支援事業所の運営 等

児童福祉事業の推進

- ① ボランティア協力校、福祉教育事業の展開
- ② ひとり親家庭の交流事業
- ③ コミュニティ食堂の設置・運営
- ④ 児童館・児童クラブの運営
- ⑤ 子育て支援拠点事業「うさちゃん部屋」等

ボランティア活動の推進

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア研修会の開催
- ③ 朗読ボランティア等活動推進
- ④ ボランティア登録と派遣に関する連絡調整
- ⑤ ボランティアによる福祉サービス提供の調整
- ⑥ 災害に係るボランティア派遣の連絡調整 等

地域活動事業一般

- ① 日常生活自立支援事業
- ② 暮らしの専門相談所
- ③ 生活福祉資金・たすけあい金庫の貸付事業
- ④ 生活困窮者自立支援事業
- ⑤ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の展開
- ⑥ 犯罪防止活動への協力
- ⑦ 日常生活たすけあい隊活動推進
- ⑧ 福祉セミナーの開催
- ⑨ やはば生活支援ネットワーク事業
- ⑩ 健康福祉まつり、金婚式、いきいき福祉交流会開催 等

令和2年度の事業につきましては、**今般のコロナウイルス感染症の拡大状況等、情勢を鑑みながら進めてまいります。**

～毎日を安心して過ごすために～「いわて“おげんき”みまもりシステム」のご案内



「いわて“おげんき”みまもりシステム」は、一人暮らししている高齢者や障がいをお持ちの方が、「元気」「少し元気」「具合が悪い」「話をしたい」の4項目の情報を、今使っている自宅の電話機を使い毎日発信するものです。

電話の内容は、365日社会福祉協議会が確認をし、直接お会いしたりお話しなくても「元気なこと」「少し調子が悪いこと」等を把握することができます。また、遠くに住む家族（子ども・兄弟等）にも同じ情報をメールで送信することもできます。

「具合が悪い」と発信されたときや夕方まで発信がない場合は、社会福祉協議会や地域の民生委員・協力者が電話や訪問等で健康を確認します。

ご興味・ご関心のある方またはご質問等、お気軽にお問合せください。

操作は難しいの？

決められた電話番号に電話をかけて1～4番のボタンを押す操作なので難しくありません。

工事や新しい電話機が必要な？

工事や新たな機械の設置等は必要ありません。

料金はかかるの？

1日1回の電話料金(10円程度)がかかります。(月額300円程度)それ以外の経費はかかりません。



申込・問い合わせ先

矢巾町社会福祉協議会 TEL 611-2840
または、地域の民生委員さんまで

令和元年度矢巾町社会福祉協議会決算

Table with 3 columns: 科目, 決算額, 内容. Includes items like 会費, 寄付金収入, 経常経費補助金収入, etc.

Table with 3 columns: 科目, 決算額, 内容. Includes items like 社会福祉協議会事業, 共同募金による事業, 貸付事業, etc.

矢巾町社会福祉協議会

令和元年度決算と令和2年度予算



令和2年度矢巾町社会福祉協議会予算

Table with 3 columns: 科目, 予算額, 内容. Includes items like 会費, 寄付金, 経常経費補助金収入, etc.

Table with 3 columns: 科目, 予算額, 内容. Includes items like 社会福祉協議会事業, 共同募金による事業, 貸付事業, etc.

矢巾町社会福祉協議会貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

Table with 4 columns: 資産の部 (科目, 金額), 負債の部 (科目, 金額). Includes items like 流動資産, 固定資産, 流動負債, etc.

児童館で働きませんか?

矢巾町社会福祉協議会では児童館補助員を募集しています。放課後や学校休日の子どもたちを支えるやりのある仕事です。●時給…850円～900円 (一日2時間～4時間のパートとなります。) 興味のある方はお気軽にお問合せください。



お知らせ

今年度の「矢巾町いきいきシルバースポーツ交流会」並びに「ふれあい広場」は今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止と参加者の健康・安全を考慮し、中止とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による
休業や失業等により生活資金が必要な皆様へ

生活福祉資金貸付制度のご案内

■緊急小口資金■

- 【貸付対象】** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 【貸付限度額】** 一世帯につき20万円以内(※要件有)
- 【据置期間】** 貸付の日から1年以内
- 【償還期間】** 据置期間終了後2年以内
- 【貸付利率】** 無利率 * 償還期限後は延滞利率が生じます

【その他】

- ・本貸付には審査があります。
- ・必要書類等のご案内がありますので、事前に電話等でお問合せの上、ご来所くださいますようお願いいたします。
- ・継続的に生活費が必要な方のための資金(総合支援資金)もありますのでご相談ください

★詳しくは 矢巾町社会福祉協議会 TEL 611-2840 まで

☆家計の手助けに☆

ここかむ食堂お弁当支援プロジェクト

栄養満点 お弁当を無料配布します

矢巾町母子寡婦福祉協会(高野美恵子会長)と矢巾町社会福祉協議会では毎月第3日曜日にさわやかハウスにて「ここかむ食堂」を開催しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため7月末まで食堂は休止していますが、家族(親子)で食事を楽しんでもらうことを目的に以下のとおりお弁当をお配りにいたしました。費用は無料です。



対象	町内にお住まいのひとり親世帯または今般のコロナウイルス感染症の影響により減収、休業等でお困りごとのある子育て世帯
日時	①令和2年6月21日(日) 配布時間 11:30~13:30 ②令和2年7月19日(日) 配布時間 11:30~13:30
配布場所	矢巾町保健福祉交流センターさわやかハウス1階「ふれあいルーム」
配布個数	各日先着50個 ※申込が50個に達した時点で受付を終了いたします。あらかじめご了承ください。
申込方法	矢巾町社会福祉協議会に申込期日までに電話またはE-mailで申してください。その際、保護者の氏名・連絡先・ご住所・家族の人数(子どもは学年または年齢も併せて)をお知らせください。 ※当会の電話番号・アドレスは表紙に記載しています。
申込期日	①6月21日分→令和2年6月12日(金)まで ②7月19日分→令和2年7月10日(金)まで ※両日申込もできます。

この事業には赤い羽根共同募金が使われています。

令和2年5月から開催予定でした児童館ここかむ食堂は、さわやかハウスここかむ食堂と同様に7月末まで休止します。ご迷惑をおかけしますがご理解いただきますようお願いいたします。

「暮らしの専門相談所」カレンダー (令和2年7月~9月)

* 暮らしの専門相談所開設日程 *

期日	曜日	時間	相談内容	相談にあたる人・機関
令和2年7月10日	金	午前9時~正午	行政	行政相談員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
7月21日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員
7月31日	金	午後1時~午後4時	消費生活・DV	消費生活アドバイザー
期日	曜日	時間	相談内容	相談にあたる人・機関
8月7日	金	午前9時~正午	行政	行政相談員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
8月18日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員
8月28日	金	午後1時~午後4時	心配ごと	民生委員
期日	曜日	時間	相談内容	相談にあたる人・機関
9月11日	金	午前9時~正午	行政	行政相談員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
9月15日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員

矢巾町社会福祉協議会では暮らしの専門相談所を開設しています。介護や保健医療、多重債務・消費生活のトラブルや人権、財産、相続、登記、児童・女性虐待など様々な生活課題に対応します。個人のプライバシーは秘密を厳守しています。一人で悩まず、相談所を利用下さい。相談は無料です。

※今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各相談は電話相談となる場合があります。あらかじめご了承ください。

弁護士と相談されたい方はあらかじめ時間予約が必要ですので、下記に連絡の上予約して下さい。(相談したい内容はあらかじめ箇条書きにまとめて下さい。)

予約電話 **611-2840** 矢巾町社会福祉協議会 (矢巾町役場内)

この広報は、みなさんからの会費や赤い羽根募金の配分を受けて発行しています。

